

令和7年度 第6回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和7年9月22日（月） 午前8時55分から午前10時8分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	中塩屋 均	出	本田 淳子	出	西ノ原 敏男
出	田原 勇	出	藏ヶ崎 俊光	出	四元 等	出	上野 輝男
出	大重 勝久	出	寺下 幸弘	出	堀之内 節子	出	福元 康光
出	川崎 守	出	有村 隆	出	森園 浩美		
出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	田村 利秋		
出	徳田 潤一	出	倉田 雪男	出	大園 和幸		

推進委員

出	鶴田 勉	出	垣内 直人	出	福元 里美	出	谷口 芳久
出	門倉 重秋	出	中牧 龍次	欠	細川 健一	出	岩下 広美
出	中尾 明徳	出	持増 正	出	矢野 嘉彦	出	入佐 哲朗
欠	木場 夏芳	出	有馬 研一	出	新地 誠		
出	下久保 雄太	出	上別府 美由紀	出	松元 渡		
出	折尾 昭弘	出	高田 裕幸	出	永山 智哉		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係	主 査	末次 孝
	主任主事	西 昌平

5 事務局職員	局 長	宮地 智治
	次長兼農地係長	松元 敏幸
	主幹兼振興係長	尾崎 直人
	主 幹	前迫 篤弘
	主 査	角野 勝行
	主 事	清水 雄世
	主 査	鳥巢 良和(串良総合支所産業建設課)
	主 査	田中 祥平(吾平総合支所産業建設課)

主 幹

久保園 勲(輝北総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・農用地利用集積等促進計画(案)について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・鹿屋市の「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)」及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 寺下 幸弘 委員 ・ 本田 淳子 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和7年度 第6回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和7年9月22日（月） 開会 午前8時55分 閉会 午前10時8分

鹿屋市役所7階大会議室

局長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議長 ただいまから、令和7年度第6回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の欠席は、委員の欠席はございません。

なお、推進委員の欠席は、木場委員、細川委員の2名です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号9番の寺下委員と13番の本田委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の清水主事を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第38号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 議案第38号につきましては、1頁から32頁です。

今回の促進計画（案）は、始期が令和7年12月1日からとなるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が9千366m²で、畑が20万5千433.95m²、計21万4千799.95m²となっています。農地の貸出し者は53人、農地の耕作者となる配分予定者は29人です。借手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件である「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「農地所有適格法人要件」等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。詳細につきましては2頁からご覧ください。

まず2頁、1番は、設定期間が3年です。1番は、使用貸借権で再設定。2番から12頁の20番は、設定期間が5年です。2番は、賃貸借で再設定。

次に3頁、3番は、賃借権で再設定。4番は、賃借権で新規設定。

次に4頁、5番は、賃借権で再設定。6番は、賃借権で新規設定。

次に5頁、7番、8番は、賃借権で新規設定。

次に6頁、9番、10番は、賃借権で新規設定。

次に 7 頁、11 番、12 番は、賃借権で新規設定。

次に 8 頁、13 番は、使用貸借権で新規設定。14 番は、賃借権で再設定。

次に 9 頁、15 番、16 番は、賃借権で新規設定。

次に 10 頁、17 番は、賃借権で新規設定。

次に 11 頁、18 番は、使用貸借権で再設定。19 番は、賃借権で新規設定。

次に 12 頁、20 番は、賃借権で再設定。

次の 21 番から 28 項の 51 番は、設定期間が 10 年です。21 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 14 頁、22 番、23 番は、賃借権で再設定。

次に 15 頁、24 番、25 番は、賃借権で再設定。

次に 16 頁、26 番は、賃借権で再設定。27 番は、使用貸借権で再設定。

次に 17 頁、28 番は、使用貸借権で再設定。29 番は、賃借権で新規設定。

次に 18 頁、30 番は、使用貸借権で新規設定。31 番は、賃借権で新規設定。

次に 19 頁、32 番、33 番は、賃借権で新規設定。

次に 20 頁、34 番は、使用貸借権で新規設定。35 番は、賃借権で新規設定。

次に 21 頁、36 番、37 番は、賃借権で新規設定。

次に 22 頁、38 番は、賃借権で新規設定。39 番は、使用貸借権で再設定。

次に 23 頁、40 番は、賃借権で新規設定。41 番は、賃借権で再設定。

次に 24 頁、42 番、43 番は、賃借権で再設定。

次に 25 頁、44 番は、賃借権で新規設定。45 番は、賃借権で再設定。

次に 26 頁、46 番、47 番は、賃借権で新規設定。

次に 27 頁、48 番、49 番は、賃借権で新規設定。

次に 28 頁、50 番は、賃借権で新規設定。51 番は、賃借権で再設定。以上です。

議長　ただいま事務局から説明がありました、1 頁から 29 頁までの 51 件の中間管理権設定です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、30 頁、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎　30 頁から 32 頁については、農地中間管理機構を介しての所有権移転となります。

30 頁の 1 番から 31 頁 6 番は、所有者から鹿児島県地域振興公社へ売り渡すもので、1 番は、打馬 2 丁目の畠が 1 筆で 2 千 006 m²です。2 番は、大浦町の畠が 1 筆で 552 m²です。3 番は、串良町有里の畠が 1 筆で 2 千 628 m²です。4 番は、串良町有里の畠が 1 筆で 2 千

180 m²です。5番は、串良町有里の畠が1筆で1千398 m²です。6番は、串良町有里の畠が2筆で7千487 m²です。

つづきまして、32頁の1番は、鹿児島県地域振興公社が受け手に売り渡すもので、1番は、串良町上小原の畠が1筆で889 m²です。記載の7件については、要件をすべて満たしており、問題ないと判断されます。以上です。

議長　只今の事務局からの説明について、何かご意見がございませんか。

(なし)

ご意見がないようですので、原案のとおり決定しました。

次に、33頁、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎　議案第39号につきましては、33頁から36頁です。

今回は、所有権移転が15件です。

初めに、33頁です。

1番は、田が1筆で242 m²の売買です。

2番は、畠が1筆で1千588 m²の売買です。

3番は、畠が1筆で1千484 m²の売買です。

4番は、畠が1筆で1千445 m²の売買です。

5番は、田が1筆で952 m²の売買です。

次に、34頁です。

6番は、田が1筆で842 m²の売買です。

7番は、田が1筆で2千778 m²の売買です。

次の8番から36頁の15番まではすべて記載のとおりです。以上です。

議長　ただいま事務局から説明がありました、33頁から36頁までの15件の許可申請ですが、調査がなされていますので、34頁の8番、9番を有村委員に、10番を森園委員に、35頁の11番、12番を大園委員に、13番から15番を高田委員に、報告をお願いします。

有村　議席番号10番の有村です。

去る9月10日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

34頁の8番です。申請者は市内の方で、畠1筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、露地野菜を作付けするとのことでし

た。

次に9番です。申請者は市外の方で、田1筆、畑2筆の贈与をうけるもので、農作業に必要な農機具については確認できました。取得する農地では、水稻・えん麦等を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

森園 議席番号16番の森園です。

去る9月10日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

34頁の10番です。申請者は市内の方で、畑1筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、トマト・ナス・ジャガイモ等を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

大園 議席番号18番の大園です。

去る9月11日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

35頁の11番です。申請者は市内の方で、畑1筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等については、借りることを確認できました。取得する農地では、牧草を作付けするとのことでした。

次に12番です。申請者は市外の方で、田1筆を購入するもので、農作業に必要な農機具については確認できました。取得する農地では、水稻を作付けすることでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を

満たしていると判断いたしました。以上です。

高 田 推進委員の高田です。

去る 9 月 11 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

35 頁の 13 番です。申請者は市外の方で、田 1 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等については、確認できました。取得する農地では、ソバを作付けするとのことでした。

次に 14 番です。申請者は市内の方で、畠 4 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具については確認できました。取得する農地では、甘藷を作付けすることでした。

次に 15 番です。申請者は市内の方で、畠 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具については、今後借りることを確認できました。取得する農地では、ピーマン・ナス・きゅうり等を作付けすることでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 15 件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、37 頁、議案第 40 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 40 号につきましては、37 頁です。

今回は、1 件です。

1 番は、すべて記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、37 頁の 1 番を持増委員に、報告をお願いします。

持 増 推進委員の持増です。去る 9 月 10 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

今回は1件です。37頁の1番ですが、申請地は川東多目的運動広場の北北東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、農業振興地域整備計画の区域内にある農用地区域内農地です。申請者は市内で畜産業を営む法人で、申請地に「堆肥舎」を建設する計画です。令和5年度第3回総会で審議済みで、同年8月に用途変更済みです。申請地は、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると判断しました。なお、既に整備済みであることから始末書を添付しての申請となります。

以上、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長　ただいま、説明、報告がありました1件について、ご異議ありませんか。
(異議なし)

「異議なし」ですので、許可意見を付して県へ進達します。

次に、38頁、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎　議案第41号につきましては、38頁から39頁です。
今日は、7件です。

1番から39頁の7番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長　それでは、調査がなされていますので、38頁の1番から3番を持増委員に、4番と39頁の5番を田村委員に、6番、7番を上別府委員に、報告をお願いします。

持増　推進委員の持増です。去る9月10日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。38頁の1番ですが、先ほどの4条案件と隣接している農地です。申請地は川東多目的運動広場の北北東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、農業振興地域整備計画の区域内にある農用地区域内農地です。申請者は市内で畜産業を営む法人で、申請地に「堆肥舎」を整備する計画です。令和5年度第3回総会で審議済みで、同年8月に用途変更済みです。申請地は、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると判断しました。なお、既に整備済みであることから始末書を添付しての申請となります。

次に2番ですが、1番と関連があります。申請地は川東多目的運動広場の東北東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、農業振興地域整備計画の区域内にある農用地区域内農地です。申請者は市内で畜産業を営む法人で、申請地に「牛舎」を整備する計画です。申請地は、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると判断しました。なお、既に整備済みであることから始末書を添付しての申請となります。

次に3番ですが、申請地は笠之原小学校の西に位置し、申請地付近は市街地の区域内にある「都市計画用途地域内農地」です。申請者は市内の居住者で、申請地に「一般住宅」を建設する計画です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「都市計画用途地域内農地」に該当すると判断しました。

以上、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

田 村 議席番号17番の田村です。去る9月11日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。38頁の4番ですが、申請地は市文化会館の北北東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に「一般住宅」を建設する計画です。申請地は、集落に接続していることから、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、39頁の5番ですが、申請地は横山簡易郵便局の南西に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、土地改良事業も未施工であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に「一般住宅」を建設する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、4番、5番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

上別府 推進委員の上別府です。去る9月11日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。39頁の6番ですが、申請地は川西簡易郵便局の南南東に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、住宅地の連たんする街区に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市外の居住者で、申請地に「一般住宅」を建設する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に、7番ですが、申請地は川西簡易郵便局の南南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に「一般住宅及びカーポート」を建設する計画です。申請地は、集落に接続していることから、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、6番、7番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

議長　　ただいま、説明、報告がありました7件について、ご異議ありませんか。

有村　　4条、5条であった平松畜産の件です。農業委員として調査に回っているわけですが、既にたい肥舎等ができている。農業委員として完成したものを見に行っているわけではない。その前に転用してもいいかどうかの調査に回っていると思います。始末書を付ければいいという問題ではないと思う。事務局からも強く言っていただきたい。万が一、許可が下りなかつた場合、建物を取り壊しになる。今回に限らず以前も同様の件があつたと思う。事務局からも指摘をお願いします。

局長　　おっしゃる通り、鹿屋市内でも平松畜産に限らず、我々が気づいたときには、すでに建設がされているものも、時々見受けられます。4条・5条については県の許可ですので、県に伺いを立てながらになりますが、最悪の場合、代執行も含めて、取り壊しの可能性もある。そのような場合は、そこに建設をされた方は、法律を知らなかつたというような言い訳も多いんですけども、不幸な結果になることも考えられますので、事務局としても、そのようなケースが発覚する前にきちんと指導をしていきたいというふうに思います。4条・5条については、県も一緒になって指導という形になりますから、県なども一緒に指導する。農地の中に、新たな施設が立ちそうなときには、事務局としても早急な対応したいと思います。そういったことから、農業委員の方々についても、日頃巡回している地区で、そのようなケースがあれば、事務局にお伝え、おつなぎいただければ、助かります。

有村　　はい。わかりました。

議長　　他にご意見ございませんか。

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、40頁、議案第42号、「鹿屋市の「地域農業経営基盤強化促進計画」及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎　　議案第42号につきましては、40頁から46頁です。

40頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は8件です。対象面積は、農業用が5件の7千667、その他が3件の4千654m²です。次の41頁から46頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議長　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、40頁の1番から3番までを森園委員に、4番から6番までを有馬委員に、報告をお願いします。

森 園 議席番号 16 番の森園です。

去る 9 月 10 日、記載の委員と事務局で地域農業経営基盤強化促進計画及び農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。40 頁をご覧ください。1 番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 41 頁です。申請人は市内の法人で、申請地は「鹿屋市地域包括支援センター」の北西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある「第 1 種農地」と判断されます。申請地に調剤薬局を建設する計画ですが、申請地は第 1 種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 2 番ですが、用途変更の申し出です。周辺図等は 42 頁です。申請人は市内の法人で、申請地は川東簡易郵便局の東に位置する「農用地区域内農地」と判断され、申請地に農業用施設である「ロール置場」を整備する計画であるが、「農用地区域内農地」の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われることから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 3 番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 43 頁です。申請人は市内の法人で、申請地に「特定建築条件付売買予定地」を整備する計画です。申請地は鹿屋市立鹿屋東中学校の南に位置し、10ha 以上の農地の広がりのある第 1 種農地です。申請地は第 1 種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。

いずれも、排水施設等を整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、用途変更及び農振除外について支障はないと判断しました。以上です。

有 馬 推進委員の有馬です。

去る 9 月 10 日、記載の委員と事務局で地域農業経営基盤強化促進計画及び農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。4 番ですが、用途変更の申し出です。周辺図等は 44 頁です。申請人は市内の方で、申請地は串良平和アリーナの北西に位置する「農用地区域内農地」と判断され、申請地に農業用施設である「たい肥舎及び農産物集出荷施設」を整備する計画であるが、「農用地区域内農地」の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われることから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 5 番ですが、用途変更の申し出です。周辺図等は 45 頁です。申請人は市内の法人で、申請地は鹿屋市立東原小学校の北東に位置する「農用地区域内農地」と判断され、申請地に農業用施設である「牛舎」を整備する計画であるが、「農用地区域内農地」の許可

基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われることから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 6 番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 46 頁です。申請人は市内の方で、申請地を「山林」として管理する計画です。申請地は輝北ダムの北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがなく、小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地と判断される申請地は第 2 種農地の許可基準である「その他の農地」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。

議長　ただいま、報告がありました 6 件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、47 頁、議案第 43 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎　議案第 43 号につきましては、47 頁から 48 頁です。

今回は 3 件です。47 頁の 1 番から 48 頁の 3 番は、全て記載のとおりです。以上です。

議長　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、47 頁の 1 番、2 番を大園委員に、48 頁の 3 番を高田委員に、報告をお願いします。

大園　議席番号 18 番の大園です。

去る 9 月 11 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。まず、47 頁の 1 番です。申請地は、鹿屋市立寿小学校の西に位置し、平成 7 年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 2 番です。申請地は、上小原中学校の南西に位置し、串良町上小原 1328 番 1 は、平成 10 年頃から、串良町上小原 1355 番は平成 2 年 2 月 28 日頃から宅地として利用しており、残り 11 筆は、平成 3 年頃から池沼として利用しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

高田　推進委員の高田です。

去る 9 月 11 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。47 頁の 3 番です。申請地は、花岡学園の西に位置し、昭和頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障が

ないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明・報告がありました3件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、49頁、議案第44号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第44号につきましては、49頁です。今回新たに、譲渡希望が49頁の1番から4番の4件ですでのお目通し願います。なお、1番、2番、4番は、賃貸借でも可としており、1番は、無償も可としております。また、今回は、賃貸借希望はございませんでした。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。49頁、土地の所有者からの譲渡希望の1番と2番の川東町と田崎町を田原委員と門倉委員に、2番の下堀町を藏ヶ崎委員と中牧委員に3番を堀之内委員と矢野委員に、4番をわたくし福元と入佐委員にお願いします。

次に、50頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。
事務局の説明をお願いします。

尾 崎 資料50頁をご覧ください。合意解約につきましては、50頁から54頁です。今回は10件で、これらは全て、記載のとおり農地法第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、50頁から、54頁まで10件の合意解約です。報告しておきます。以上で、第6回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

藏ヶ崎 議席番号8番の藏ヶ崎です。田淵町の畠で長年荒れている場所があり、道路まで木の枝が伸びている状態になっている。本人に何とかしてくれというが、本人は何もしてくれない。こういったことに強く指導はできないものか。

局 長 個人の所有物に対して、木を切るというような行為については、民法の話になってきます。民法の改正がされまして、車や人に危害が及ぶっていうものについては、切ってもいいですよという形になっています。声をどのような形でかけるかということですが、所有者がわかっている場合は所有者に切っていただく、所有者が知らない、わからない場合、道路にかかる部分については、道路管理者、市道や農道がありますので、市の方に行っていただければいい。それから、民家にかかる部分については、その隣の人が、根元から切るというのはできないですが、自宅にかかる部分については、切っていいという形

になっておりますので、同じような悩みがあった場合は、こういう総会の場でも、対応はしますけれども、事務局に来ていただくと、ご指導やいろいろな対応をし、お知らせすることができると思いますので、よろしくお願ひします。

藏ヶ崎 先日、農地整備課と緑サークルで農地が荒れているから、畠を天地返しするという話もありました。本人に連絡して、こうしてよいかと聞くと自分でするといってその繰り返しです。何十年も続いているため本当に困っています。すいませんが強く指導してください。お願ひします。

局 長 農業委員会は、農地法については、指導権限がありますが、ケースによっては、農地法で解決できない部分もあります。そうなったときには、指導権限がないため、もどかしい部分もあります。今のお話の中には、多面的機能支払交付金などを受けている団体が、本人に代わって行うというお話は出てきていますが、許可なく民地に立ち入ってその木を切ることはできない。ですから、何とかして欲しいというのは、公立の部分であると強制的にできますが、民法で決められている個人の所有物に対しての処分については、お願いするしかない部分もあります。そこについては個々の取り扱いになってしまいますが、根気強く地域の方や農業委員会事務局、農業委員の方々と一緒にになって、やっていくしかないっていうのが今の現状です。そういったところで、ご理解いただき個々の対応で対処していくしかない部分もありますが根気強くやっていくしかないのかなというのが事務局なりの考えです。歯切れの悪い話になってしまいますがいえることはこの程度というふうに思います。

西ノ原 先程の荒れている件についてですが、以前は地域で藪払い等がありましたが、そのような場合でも、他人の土地の木を切ることはできない。言っても切ってくれない。譲渡希望の土地の90%は1反未満です。借りる人も買う人もいないこのような土地が管理されず荒れているためをどうにかしないといけない。もう一つ貸し手から中間管理機構を通すのであれば、畠を返してくれという相談もある。今まで集積してきたのに中間管理機構を通せば、県に貸すのではない個人に貸すんだという意見がある。また、集積てきて自分の畠がどこで分かれているのかわからない状況等もあります。集積しても管理ができないから、買う人借りる人がいないこういう問題もあります。以上です。

局 長 今、西ノ原さんからのご意見については、大浦地区でも、緑サークルで管理されている部分があるという話を聞きます。農地の集約につきましても、大きな農地の下に小さな農地も集約していかないといけない。そういうのも丁寧にやっていく必要があるかというふうに思います。また、そういう集約等につきましては、農業議会事務局としても、地域計画等の計画で示されている土地利用のあり方について、それぞれの農家さんが、その事業の中に記載されていますので、そういうものをうまく活用しながら対応ていきたいとい

うふうに思いますので、よろしくお願ひします。

寺 下 中間管理機構を通すとまず契約期間が最低5年と、そうすると年を取ってる方から面倒くさいからしないという人がたくさん来ています。許されるものならば、鹿屋市農業委員会で、契約が短いものの利用権設定を作る方法とか、何かできないものか。そうでないと、荒廃農地も増えていくし、集約の問題でおそらくだんだん減っていく可能性がある。できればそういう形で鹿屋市独自できたらいいと思います。それと、会長が特に県の委員会にも行かれると思いますので、地方がどういう形に出てるのか、もしできれば、そういう情報等があれば教えてもらえればと思っております。

議 長 わかりました。鹿児島県の委員会で話をする際は解約を簡単にしてほしいといった意見をしております。また、回答などが出ましたら報告いたします。

他にないようですので、農業祭等における農地相談について事務局ご説明をお願いします。

松 元 私の方からは、農業祭りについてです。毎年11月に行われる星野ふるさと輝北祭り、美里始良農業祭、鹿屋市農業祭、串良黒土祭りについてです。皆さんのタブレットに4地区で行われる11月の各行事については、相談ブースを設けますので、相談対応をお願いしたいと思います。日にちは記載の通り、輝北地区が11月9日日曜日、そして吾平地区も同じく11月9日日曜日、鹿屋地区と串良地区は、11月23日日曜日に行われます。この総会終了後に、地区ごとに集まっていたら、各当日対応してくださる委員の選出をお願いいたします。決まりましたら、私の方にお知らせいただきたいと思います。お知らせは今日でもなく後日でもいいですので、また対応される委員の方はお願いします。

もう1点ですが、前回の総会でも申しましたが、各地域別の農業委員会の研修会が開催されるとのことで、先月のタブレットに送付させていただいた、今回もお送りしました。再度説明です。令和7年度地域別農業委員会の農地利用最適推進会議ということで、この会議は、農業委員会組織にめぐる情勢と農業委員会の役割やバンク法に基づく手続き等について説明されるということです。日程については2枚目にあります通り、11月10日月曜日、会場がホテルさつき園で、時間が1時半から6時までとなっております。この出席については、10月に入ってから、LINE等にしますのでまた出欠の報告よろしくお願いします。私からは以上です。

尾 崎 私の方から2点、お話をさせていただきます。まず1点目ですが、先月からご案内の通り、総会終了後に中間管理事業についての研修会をさせていただきたいと思います。本日総会終了後に10分程休憩をとっていただいてから始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

もう1点ですが、皆様の机に鹿児島県農業会議から配布された年金の農業者年金の加入

促進資材を置いております。10月の総会で加入促進についてご説明をする予定ですが、夏の資材でしたので今回、早めに配布をさせていただきました。ご活用のほうよろしくお願ひします。以上です。

局長 それでは、最後に2点来月の行事と一般質問について報告させていただきます。

10月の調査委員を申し上げます。10月14日、火曜日、4条・5条の調査が、西ノ原委員、福元里美委員です。10月14日、火曜日、農振調査が新原委員、細川委員です。

10月15日、水曜日、4条・5条の調査が、田原委員、矢野委員です。10月15日、水曜日、3条調査が、大重委員、新地委員です。10月の総会は、10月23日、木曜日の9時からですが、こここの会場が使えない為、新川町にあります東地区学習センターに変更になります。会場の案内図につきましては、机に置いてありますので、ご確認お願いします。

最後に原田議員から会長に対して一般質問がありました。内容につきましては、遊休農地が最近増えており、遊休農地の解消については、早急な対応が必要なのではないかというような質問が出ております。会長からの答弁といたしましては、パトロールや利用状況調査等を行いながら、遊休農地の解消、確認については、努力をしているというようなお話をさせていただいているところです。原田議員からは遊休農地や土地の所有者を早く見つける必要があるとのことでした。そのようなことから農業委員や推進員の持っているタブレットなどを活用しながら、地域の話し合いや、地域によっては、緑サークルなど会議実施している地域もありますので、そういう地域の活動に参加していただいて、早めの対応というのも可能なのかなっていうふうに思っております。鹿屋市の農業委員や推進委員の方々は、日頃、業務多忙の中で、いろいろ活動をしていただいているところなんですが、少しずつでも時間繰り合わせていただいて、活動につなげて、遊休農地の解消につなげていければというような形ですね。答弁をさせていただいておりますので、ご報告ですけれどもご紹介しておきます。

私からの報告は以上です。

議長 推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。なければ、これを持ちまして令和7年度第6回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉会)